

教区会議員選挙条例施行法規

(一九八六年六月二十五日)
達令公 示 第 四 号)

改正

- ①一九九一・六・二九達令公示二六
- ②二〇〇一・六・二九達令公示七
- ③二〇〇九・六・二九達令公示一

(趣旨)

第一条 この達令は、教区会議員選挙条例の施行に必要な事項を定める。

(用語の定義)

第二条 この達令において「条例」とは教区会議員選挙条例を、「宗選条例」とは宗議会議員選挙条例を、「宗選条規」とは宗議会議員選挙条例施行条規を、「選挙管理会」とは選挙区の選挙管理会を、「候補者」とは議員候補者を、「運動」とは選挙運動をいう。

(選挙資格を有する区域)

(第七編) 教区会議員選挙条例施行法規

第三条 僧籍を有しない選挙区に在職する住職代務者、教会主管者及びその代務者であつて、僧籍を有する選挙区において選挙資格を有しないときは、在職する選挙区に僧籍を有するものとみなして取扱うものとする。

(組の合併、分割及び新設)

第四条 条例第九条に定める選挙人名簿作成の基準日の翌日以後の組の合併、分割又は新設は、選挙人の投票に影響を及ぼすものではない。

(選挙係)

第五条 教務所長は、選挙事務を行わせるため、所属する宗務役員のうちから選挙係を選定し、これを告示するものとする。

(選挙人名簿)

第六条 選挙人名簿の様式は、別記様式第一による。

2 選挙管理会は、条例第九条第一項の規定により選挙人名簿を作成したときは、それが原本であることを明らかにしなければならぬ。

3 選挙管理会は、選挙人名簿の謄本を作成したときは、記載事項の末尾に原本と相違ないことを認証しなければならない。

4 組長は、選挙人名簿の謄本の送付を受けたときは、巻末に縦覧期間及び縦覧場所を記載し職印を押印しなければならぬ

い。ただし、条例第十条第二項の規定による場合は、選挙人名簿の謄本及び写本にその旨を併せて記載するものとする。

(選挙人名簿の削除)

第七条 選挙管理会は、選挙人名簿作成基準日以後に、死亡又は選挙資格を失った者があるときは、選挙人名簿の原本からこれを削除し、その日時及び事由を選挙人名簿の原本にこれを記載しなければならない。この場合においては、宗選条規第十九条第一項ただし書の規定を準用する。

2 選挙管理会は、前項前段の場合、組長及び投票管理者に通報するものとする。

(選挙人名簿の補正)

第八条 選挙管理会は、条例第十五条により選挙人名簿を補正したときは、その日時及び事由を選挙人名簿の原本に記載しなければならない。

2 選挙管理会は、前項により選挙人名簿の原本を補正したときは、当該組長に対して選挙人名簿の謄本を補正させなければならない。

(選挙人名簿の訂正)

第九条 選挙管理会は、条例第十一条による異議の申立があった場合は、申立の可否を確認しなければならない。

2 条例第十二条及び第十六条により選挙人名簿の原本を訂正するときは、選挙管理会は、その日時及び事由を記載しなければならない。

(審問院への異議の申立)

第十条 条例第十三条により審問院への異議の申立をするときは、その根拠を示す証憑を添付しなければならない。

(選挙人名簿の再作成)

第十一条 選挙管理会は、条例第十八条により選挙人名簿を再作成したときは、あらかじめ選挙人名簿の縦覧期間及び閲覧期間、異議の申立期間及び異議の申立の決定の期日を定めなければならない。

(候補者の諸届)

第十二条 候補者の届出書及び候補者たることを辞することの届出書は、それぞれ別記様式第二及び第三に準じて作成しなければならない。

第十三条 宗選条規第三十条から第三十二条までの規定は、候補者に関する諸届、その受付及び取扱並びに告示について準用する。この場合、宗選条規第三十条に「第二十七条第一項」とあるは、「この達令の第十二条」と、同第三十二条に「条例第三十九条第一項」及び「条例第三十九条第二項」とあるは、

それぞれ「条例第二十四条第四項」と読み替えるものとする。

(選挙運動の諸届等)

第十四条 運動については、宗選条規第三十六条及び第三十八条から第四十条までの規定を準用する。

2 選挙事務長選任(異動)届、選挙事務長就任届、選挙運動員選任(異動)届、選挙運動員承諾書、選挙事務長、選挙運動員届済証明書及び選挙事務所設置(変更)届の様式は、宗選条規様式第十一から第十六までを準用する。この場合「宗議会議員」を「教区会議員」に改めるものとする。

(諸届の受付時間)

第十五条 前三条に規定する諸届の受付は、午前九時から午後四時までとする。

(投票用紙)

第十六条 選挙管理会は、投票用紙に選挙管理会の印を押印し、投票所において用いる名簿とともに、その目録を添えて確実な方法で各投票管理者に送付しなければならない。

2 前項の投票用紙は、相当数の余分をみて送付しなければならない。

3 投票管理者は、投票用紙を受領したときは、直ちにこれを点検して、選挙の期日まで保管しなければならない。

(投票所に用いる名簿)

第十七条 選挙管理会は、郵便投票を行う選挙人に記号を付した投票用名簿を作成しなければならない。

2 投票用名簿の送付後、選挙人名簿に削除、補正又は訂正の必要が生じたときは、選挙管理会は、遅滞なくその旨を投票管理者に通知し、投票用名簿を訂正させなければならない。(投票に関する準用規定)

第十八条 投票については、宗選条規第四十七条から第五十条まで及び第五十五条から第八十三条までの規定を準用する。

2 投票函は、宗議会議員選挙に用いるものを使用する。

3 投票録、不在者投票受付簿及び郵便投票受付簿の様式は、宗選条規様式第十九から第二十まで及び第二十四に準ずるものとする。

(投票用封筒等の調製)

第十九条 郵便投票用封筒は、郵便用封筒及び投票用封筒とし、投票用紙とともに、それぞれ宗選条規様式第二十五から第二十七までに準じて教務所で調製するものとする。

(選挙不能の処置)

第二十条 災害その他避けられない事故によって選挙を行うことができないときは、改めて選挙を行うものとする。

(投票区の再投票)

第二十一条 条例第三十四条に準用する宗選条例第一百十二条の規定により再投票を行う場合は、中央選挙管理委員会への報告を除き、宗選条例第一百六条第一項及び第三項の規定を準用する。

2 条例第二十八条又は条例第三十四条に準用する宗選条例第八十七条又は第一百十二条の規定により再投票を行うべき場合であっても、投票区が一であつて郵便投票区がない選挙区においては、再投票を行わないで前条に準じて選挙を行わなければならない。

(全ての投票区の再投票)

第二十二条 条例第三十四条に準用する宗選条例第一百十二条の二の規定により全ての投票区の再投票を行う場合は、宗選条例第一百六条第二項及び第三項の規定を準用する。

2 前項の場合、宗選条例第一百十二条の二第一項及び第二項並びに宗選条例第一百六条第二項に「中央選挙管理委員会」とあるは、「教務所長」と読み替えるものとする。

3 条例第三十四条に準用する宗選条例第一百十二条の二の規定により全ての投票区の再投票を行うべき場合であっても、投票区が一であつて郵便投票区がない選挙区においては、再投

票を行わないで第二十条に準じて選挙を行わなければならない。

(開票及び当選人の決定)

第二十三条 開票及び当選人の決定については、宗選条例第八十五条から第一百十条までの規定を準用する。

(選挙録)

第二十四条 選挙録については、宗選条例第一百一十一条の規定を準用する。ただし、宗選条例様式第二十八中第十一項の「当選人の氏名」を「当選人及び補充員の氏名」とするものとする。

(当選証書)

第二十五条 当選証書の様式は、別記様式第四による。

(関係文書等の保存)

第二十六条 選挙に用いた名簿及び関係文書の保存については、宗選条例第二十四条及び第一百十三条から第一百十五条までの規定を準用する。

(投票の保存方法)

第二十七条 条例第二十八条に準用する宗選条例第八十七条の規定による再投票、条例第三十四条に準用する宗選条例第一百十二条又は第一百十二条の二の規定による再投票及びこの達令

第二十条の規定による選挙の投票の保存方法については、宗
選挙規第一百十五条の規定を準用する。

附 則

1 この達令は、一九八六年十月一日から施行する。

2 教区会議員選挙条例施行条規（一九六二年告達第十九号）
は、廃止する。

附 則（一九九一年六月二九日達令公示第二六号）

この達令は、一九九一年七月一日から施行する。

附 則（二〇〇一年六月二九日達令公示第七号）

この達令は、二〇〇一年七月一日から施行する。

附 則（二〇〇九年六月二九日達令公示第一一号）

この達令は、二〇〇九年七月一日から施行する。

(選挙人名簿)

訂正	氏名	生年月日	住職等の区分	寺院教会の名称	所在地	備考

(選挙人名簿の表紙)

選挙区
教区会議員選挙人名簿

年 月 日現在

(選挙人名簿謄本の巻末の記載)

この謄本は、選挙人名簿の原本と相違ないことを認証する。

年 月 日

選挙区選挙管理会 管理
会印

1 縦覧期間 年 月 日から 日まで

2 縦覧場所 (住所)

寺・教会

組 長 職印

註 縦覧場所は、組長が予め組内に通知した場所を記載すること。ただし、条例第10条第2項による場合は、その旨を記載すること。

(候補者の届出書)

年 月 日

選挙区選挙管理会御中

氏 名 (印)

教 区 会 議 員 候 補 者 届

このたび、年 月 日施行の教区会議員選挙にあたり、下記により候補者の届出をします。

記

1 候補者 (ふりがな)

2 住 所

3 所 属 教区 組 寺住職・教会主管者

4 生年月日 年 月 日生

(候補者辞退の届出書)

年 月 日

選挙区選挙管理会御中

氏 名 (印)

教 区 会 議 員 候 補 者 辞 退 届

このたび、下記により辞退の届出をします。

記

1 事 由

教区会議員当選証書

教 区 組 寺・教会 住職・教会主管者

氏 名

右は 年 月 日教区会議員に
当選したことを証する

年 月 日

選挙区選挙管理会

管理印
管 会

(当選証書)